

松本一日合同行政相談所開催のお知らせ

- 日時：6月9日（火）10：30～15：30
（受付は15：00まで）
- 場所：松本市勤労者福祉センター1階 大会議室
（松本市中心4-7-26）
- 予約期間：5月21日（木）～5月29日（金）
（平日8：30～17：15）
- 電話番号：026-235-0128（事前予約優先）

例えば、こんな内容の相談ができます！



行政相談マスコット

キクーン

- ・生前贈与と相続の違いを知りたい。
- ・遺産を相続すると相続税はどのくらいかかるの？
- ・遺言の作成手続きについて教えてほしい。
- ・遺産分割協議書について教えてほしい。
- ・成年後見制度について知りたい。
- ・年金の手続きについて知りたい。
- ・不動産登記が義務化されたが、故人名義の土地がありどうしたらよいか。
- ・相続放棄について教えてほしい。
- ・年金の繰り上げ、繰り下げ受給について教えてほしい。
- ・土地の境界について相談したい。
- ・隣家から枝や草が越境して困っている。
- ・マンション内のトラブルについて相談したい。
- ・困りごとについて、どこに相談したらよいか教えてほしい。

その他、行政への要望、意見、気になっていることなどありましたら、
無料で秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

【予約電話では】

- 相談内容、お名前、電話番号、住所をお聞きします。
- 相談を担当する機関、相談開始時間及び来所時の注意事項をご説明します。

【当日の流れ】

- 相談開始時間の5分～10分前にお越し下さい。
- ご都合が悪くなった場合は、☎026-235-0128にお電話ください。
- 当日申し込みの場合、予約状況に空きがありましたら、ご相談いただけます。

参加機関（予定）

法務局 松本市 年金事務所 公証役場 弁護士
税理士 司法書士 行政書士 土地家屋調査士
マンション管理士 行政相談委員

総務省の行政相談とは

国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。無料・秘密厳守です。

「行政相談センター」(0570-090110)と、民間のボランティアの「行政相談委員」が、日頃から相談を受け付けています。行政相談委員は、各市町村に1名以上委嘱されており、定期的に相談所を開設しています。開催日時は各市町村で異なりますので、市町村へお問い合わせください。